

平成27年第1回竹原市議会定例会議事日程 第3号

平成27年3月5日(木) 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

平成27年3月5日開議

(平成27年3月5日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口 広 崇

議会事務局次長 住田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	中 川 隆 二	出 席
総 務 課 長	塚 原 一 俊	出 席
情 報 化 推 進 室 長	塚 原 一 俊	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	沖 本 太	出 席
税 務 課 長	向 井 聡 司	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
会 計 課 長	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	広 近 隆 幸	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	広 近 隆 幸	出 席
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	國 川 昭 治	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	堀 信 正 純	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	博 庄 八 郎	出 席
福 祉 課 長	平 田 康 宏	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	細 羽 則 生	出 席
産 業 振 興 課 長	桶 本 哲 也	出 席
商 工 観 光 室 長	向 井 直 毅	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	宮 地 憲 二	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	九 十 九 邦 守	出 席
公 営 企 業 部 長	宮 地 憲 二	出 席

午前10時00分 開議

議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第3号を配付しております。この日程表のとおり会議を進めます。

---

日程第1

議長（北元 豊君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の平成27年第1回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定致しております。

順次質問を許します。

質問順位1番，竹橋和彦議員の登壇を許します。

2番（竹橋和彦君） おはようございます。竹橋和彦です。

平成27年第1回定例会における一般質問をさせていただきます。

多様化する住民ニーズにより効果的，効率的に対応するため，公の施設の管理に民間能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに，経費節減を図ることを目的として指定管理者制度が創設され，従来の管理委託制度を導入していた施設は，2006年9月，自治体もしくは指定管理者のいずれかに移行しなければならない。制度移行より10年経過いたしました，そこで次の通り御質問致します。

指定管理制度は，地方公共団体が指定管理者に施設の管理を丸投げすることを認める制度でなく，地方公共団体は，住民利用者と協力し，指定管理者による適切な管理がなされているか十分に監督することがより一層求められます。公平性，透明性の観点から住民・利用者にホームページで公表されないのはなぜですか。他市は，ホームページで簡単にリンクできますが，本市においては他市同様，ホームページで公表予定はありますか。これについてお答えください。

公の施設の公募，非公募または直営の施設数及び管理委託の施設数をお答えください。

道の駅たけはらの設置及び管理条例の中で，地方自治法第244条の2第4項に指定の手續，管理基準及び業務の範囲，その他必要な事項を条例で定めるとされていますが，管理の基準の中に利用制限について第6条にあり，休館日，開館時間は管理の基準に入らないのですか。これについてお答えください。

指定管理制度運用の基本方針またはガイドラインは策定されていますか。策定されているならどのような方法で住民・利用者が閲覧できますか。これについてお答えください。

あとは答弁により、自席にて質問させていただきます。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 竹橋議員の質問にお答え致します。

指定管理者制度についてであります。当該制度は平成15年9月2日に施行された改正地方自治法により創設された制度であり、公共の利益のため、多数の住民に対し均等に役務を提供することを目的とした公の施設について、従来の管理委託の方式から法律を根拠とする管理権限の委任の方式へと変更したものであり、使用許可などの行政処分も含めて管理を行わせる制度となっているものであります。

この指定管理者制度への移行によって、従来の管理委託制度から事業者の人格要件の廃止や処分権限の付与などの改正があり、指定に当たって慎重な手続を踏む必要があること、公の施設は住民の負託を受けて地方自治体が設置及び管理していることに鑑み、施設の管理のあり方について住民の意思を反映させる必要があることなどから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定をしようとする時は、あらかじめ議会の議決を経なければならないものとされたところであります。

また、これらに加えて、同法においては、指定管理者が毎年度終了後に事業報告書を提出することや、指定管理者に対する必要な調査、指示権限などが規定されており、適正な施設管理に資するものとなっております。

こうした中で、公平性や透明性の観点での住民等に対するホームページでの公表につきましては、これらは一般的に法定化された要件ではありませんが、他団体においては、指定管理者制度についての説明や指定管理施設等の概要について公表されているところもあり、住民に対する周知の一環として、本市におきましても必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、公の施設の公募、非公募等の施設数につきましては、現在、総数として165施設、このうち公募によって指定管理者を選定している施設が7施設、非公募によって指定管理者を選定している施設が45施設、市が直接管理している施設が113施設となっており、いわゆる従来の管理委託による施設は、指定管理者制度の導入に伴い制度が廃止されたことから、適用がないものとなっております。

次に、道の駅たけはら設置及び管理条例における管理基準についてであります。公の施設は設置及び管理に関する事項を条例で定めることとされており、設置に関することとして位置、名称、所管区域等の基本的事項を管理に関することとして、利用の許可及び取り消し、使用料の額、徴収方法及び減免、利用制限等の権利義務に直接関係のある事項を条例で定めることとされております。

一方で、開館時間や休館日につきましては、条例等により規定することも可能であります。各種施設の利用に係る態様などを考慮し、臨機応変な施設運営を行う観点から規定を行っていないものであります。しかしながら、これらは利用に際して重要な情報であることから、住民及び利用者の方々に対しまして、市のホームページや各種パンフレットなどを活用し、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度の運用に係る基本指針につきましては、平成20年8月に公の施設の指定管理者制度に関する基本指針を策定し、指定管理者制度の概要や導入の考え方、指定に係る具体的な手続、情報管理など、当該事務を遂行するに当たっての留意事項などを事務に携わる職員間で共有し、事務手続の均質化を図っているところであります。

当該基本指針につきましては、指定管理者制度に係る事務の手順書として、関係する条例等とあわせて、公正性、公平性を保つことを目的として定めているものであることから、所管部署において適宜閲覧を行って頂くことが可能となっているものであります。

議長（北元 豊君） 2番竹橋議員。

2番（竹橋和彦君） ホームページでの公表は、必要に検討するという御回答を頂き、ありがとうございます。ちなみに、参考までに申し上げますと、中国5県、指定管理者制度のサイトが掲載されているのが、広島県14市中7市、岡山県16市中5市、島根県8市中6市、鳥取県4市中3市、山口県13市中9市という結果です。ベスピィのサイトで簡単にアクセスが可能となっています。住民や利用者、第三者に公表することにより、指定管理者制度の運用と指定管理者双方の業務を監視し、改善を求めることも可能です。そのために、住民に対し積極かつ継続的に施設管理の運営に関する情報を公開し、判断材料を提供することが重要であることを鑑み、早急に御検討申し上げます。これについてお答えください。

議長（北元 豊君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 指定管理者の情報の公表に関する御質問、検討についての御質問でございます。

議員がおっしゃいますベスピィと申しますのは、PPPの推進支援や経営戦略、経営改善を専門と致しますコンサルティング会社、株式会社ブレインファームが立ち上げている指定管理者制度のポータルサイトであると、そのように認識しております。そのサイトの方も、私も内容を確認させて頂きまして、その内容につきましては、日本全国の指定管理者制度に関する情報について取りまとめを行っております。それで、公募の状況でございますとか、制度の基本的な考え方、また各地方自治体のホームページの指定管理者制度にリンクが張られたりしているものであると、そのように認識しております。

そのベスピィにおける情報公表の状況と致しましては、指定管理者制度の専用ページを作成し、そこにリンクが張られている県内の自治体、先ほど議員さんもおっしゃられたとおり、広島県では7市でございます。広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、廿日市市、その7市でございます。専用ページが公開されていないため、自治体のホームページのトップにリンクが張られているというのが、本市を含めまして府中市、庄原市、三次市、大竹市、江田島市、安芸高田市の7市となっております。指定管理者制度の専用ページを作成しております自治体におきまして、公表されている内容につきましては、制度概要の説明と導入状況、そういったものが基本的なものでございますが、広島市などにおかれましては、評価状況でございますとか公募状況、公募の結果なども公表されている、そういった自治体もあると、そのように認識をしております。

こうした状況の中でございますが、情報発信に関しましては、市長の御答弁にもありましたように、法令等で義務づけられているものではなく、それぞれの自治体による考え方によって取られることと、そのように認識しております。本市と致しましても、住民ニーズに基づいて公表の必要性に加え、公表を行う媒体でございますとか、公表する情報の内容等について、他市町の状況を参考にしながら検討を行ってまいりたいと、そのように考えております。

議長（北元 豊君） 2番竹橋議員。

2番（竹橋和彦君） 公の施設165施設、公募7施設、非公募45施設、直営133施設と御回答頂きました。

平成20年8月策定の公の施設の指定管理者制度に関する基本指針、指定管理者の指定の具体的手続、（1）指定管理者の募集、①募集の方法に制度の趣旨を考慮し、民間の幅広い参入を確保するため、原則公募によるものとする。また、総務省の指定の申請に当たって、複数の申請者に事業計画を提出させることとして、原則公募が望ましいと通知され

ています。7施設は少ないのではないですか。これについてお答えください。

議長（北元 豊君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 公募の件数が7件で、少ないのではないかという御意見でございますが、先ほど議員さんもおっしゃられましたとおり、本市の指定管理者に関します基本方針におきまして、公募についての一定の考え方を整理しているところでございます。

その具体的な考え方内容につきましては、先ほど議員さんも御紹介されたとおり、総務省の通知を踏まえまして、制度の趣旨を考慮し、民間事業者等の幅広い参入を確保するため原則公募によると、そのようになっております。

しかしながら、例えば専門的かつ高度な技術が必要で、その能力を有する団体が特定される場合、地域住民や利用団体、併設施設の管理運営主体が施設の管理を行うことに合理的理由がある場合、施設の設置目的、性格等から特定の団体を指定する必要がある場合、施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合、地域協働の観点から地域人材活用など合理的理由がある場合などにおいて、そういった場合におきまして、公募になじまないということで、特定の団体等を指定管理者とすることができると、そのように基本方針の中で定めているところでございます。

そういった中で、公募の件数が少ないという御意見につきましては、公募に見合う施設数が少ないということで御理解を頂ければと思いますので、よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 2番竹橋議員。

2番（竹橋和彦君） 非公募45施設、非公募の理由は。非公募でも選定委員会を開催し、非公募とした理由及び選定理由を公表することによって、より高次の説明責任を果たすことができますが、公表されてますか。もし、公表されてない場合の理由は。

参考までに申し上げますと、広島市の場合、公募、非公募、直営、それぞれの公の施設の位置づけが全施設名で掲載されて、基本指針の中で記載されています。大変私らが見てもわかりやすい内容のものになってます。これについてお答え願います。

議長（北元 豊君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 非公募でも選定理由等、公表することが必要ではないのかという御質問でございますが、現在公募、非公募に関わらず、選定理由等の公表についてははしてはございません。先ほどの答弁と重なる部分もあるんですが、情報発信に関しましては法令等に義務づけられているものではなく、各それぞれの自治体の判断によって取り組まれていることと、そのように認識している中で、今後は住民ニーズに基づいて、公表の必

要性に加え、公表を行う媒体でございますが、公表する情報の内容等について、他市町の状況を参考にしながら検討を行うということとさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 2番竹橋議員。

2番（竹橋和彦君） 続きまして、休館日や開館日については、ホームページやパンフ等により周知を図りますという回答ですが、平成20年8月の策定の公の施設指定管理者制度に関する基本方針に条例で定める事項、管理基準において、市民が公の施設を利用するに当たって、基本的な条件（休日）、開館時間、使用制限の要件等とうたわれてます。また、自治労政治政策局とか、他の参考資料に記載されてる管理の基準は休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件、及び管理を通じて取得した個人情報の取り扱いなど、住民が公の施設を利用するに当たっての基本的な条件であり、条例で定めることとされてます。これについてお答えください。

議長（北元 豊君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 総務省が示しました条例で定めるべきとしたことがどうなっているのかということでございますが、総務省の条例で定めるべきとした項目と致しまして、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、そういった通知があるっていうところにつきましては、承知をしているところでございます。

指定管理者制度が創設された大きな目的といたしますが、公の施設の管理を指定管理者に行わせることによって、地方公共団体が管理するよりも、一層向上したサービスを住民が享受することで、ひいては住民の福祉がさらに増資されると、そういったことでございます。こうした効果を最大限に引き出すことを踏まえまして、例えばより柔軟な施設管理を可能とするため、特に定めない方がより運用上望ましいと、そのように判断した項目を除いては適切に定めているものと、そのように認識をしております。

具体的に休館日、開館時間等おっしゃられましたので、その考え方につきましては、基本的には指定管理者と個別に締結する協定書の中で定めております。そういったことで、特別な理由がない限りは勝手にそれを変更することはできないと。そういったものである中で、先ほどの市長からの答弁にもありましたとおり、各種施設の利用に係る対応などを考慮し、臨機応変な施設運用を行う観点から規定をしていないというものでございます。

もっとわかりやすく申し上げますと、例えば集客施設などにおきまして来客数が特に多

くなった場合などにおいて、一定期間無休で営業するなどし、よりサービス拡充を図ろうとした場合、条例改正が必要ということになりますと適切なタイミングで対応することができないということになりますので、より柔軟な施設管理を行うために定めていないと、そういった考え方でございます。

また、総務省が条例で定めるべきとしている内容につきましては、利用者に周知することが望ましい事柄でありますので、そういったことを踏まえまして、条例では定めてはおりませんが、本市ホームページ等におきまして、各施設の休館日、開館時間等の情報を載せるとともに、パンフレットなどを活用して利用者への周知を図っていると、そういったところでございます。

議長（北元 豊君） 2番竹橋議員。

2番（竹橋和彦君） 質問にはなかったんですけども、指定管理者の一貫性として、竹原市コミュニティー集会所設置管理条例について御質問致します。

集会所等、利用者にとって使用料を払っている認識は持っていますが、使用料金を指定管理者の収入として収受させる場合の条例がありません。これについて教えてください。

議長（北元 豊君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） コミュニティー集会所についての御質問でございます。

集会所等の公の施設の使用料に関しましては、地方自治法第225条におきまして、行政財産の使用または公の施設の利用につき使用料を徴収することができるということ定められておりますが、同法第228条において、使用料に関する事項については条例で定めなければならないと規定されておきまして、利用に関して使用料を徴収することは、公の施設については設置管理条例で制定するものとされているところでございます。

コミュニティー集会所につきましては、地域の日常生活に密着したコミュニティー活動を通じて、地域住民の連帯と参加の意識を高め、地域に根差した豊かな人間生活の確立を図るために設置させて頂いてるものでございまして、その条例におきましては、先ほど議員の方からありました開館時間、使用料等については、その規定を定めてない状況でございます。

なお、指定管理者と致しましては、現在は各自治会、施設のあります各自治会に指定管理者としてその管理運営をお願いしているところでございますけども、議員御指摘の費用の負担につきましては、コミュニティー集会所におきまして、一部集会所ではあります

が、費用をお願いしているところがあるということは承知しているところでございます。その費用につきましては、それぞれの自治会等で決められているところでございまして、その額もまちまちではございますけれども、例えば冷暖房の器具費用、あるいはそれに関わる光熱水費、また施設の備品等の適切な管理運営のための費用について、その一部を一定の費用としてお願いをしているということでありまして、その費用につきましては、施設の管理運営に充てる経費ということで頂いているという性質のものと考えているところでございます。

以上です。

議長（北元 豊君） 2番竹橋議員。

2番（竹橋和彦君） 平成20年8月の本市策定、公の施設の指定管理者制度に関する基本方針で、指定管理者制度の具体的手続、（1）指定管理者の募集、③募集期間について質問致します。

公募の期間は、周知に十分必要な期間を確保し、公平性、競争性を確保するため、特段の事情がない限り、1カ月程度は確保するものとしてとうたわれてますが、1カ月では十分の期間と言えますか。複合施設の場合、十分な準備期間を確保することができれば、より充実した提案ができ、ひいては当該施設の魅力を高める運営にもつながるであろうし、従前の管理団体との、新規応募団体との、できる限りの公平かつ対等な選定が行われるようにするためにも、自治体が早い段階で指定管理者の募集を告知し、十分な準備期間を確保することが重要だと思います。ちなみに、広島市は1カ月以上になっています。これについてお答えください。

議長（北元 豊君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 指定管理者の応募期間が短いのではないかと御意見でございますが、議員さんがおっしゃられたとおり、基本指針におきまして、公募の期間につきましては周知に十分な必要な期間を確保し、公平性、競争性を確保するため、特段の事情がない限り、1カ月程度は確保すると、そのように定めているところでございますが、この規定につきましては、おおよその目安を示しているものでございまして、施設の性格によりましては長く応募期間をとった方がより指定管理者制度を活用する効果が期待できる、そういった施設につきましては、さらに長い期間を設定するなど、柔軟な対応を図っているところでございます。

以上です。

議長（北元 豊君） 2番竹橋議員。

2番（竹橋和彦君） 選定基準について質問致します。

公の施設の指定管理者制度に関する基本方針の（2）指定候補選定委員会の設置、③選定基準の例以外でどういった項目がありますが。評価点の最も高い項目は、また欠格事項はありますか。これについてお答えください。

議長（北元 豊君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） ここにおける選定基準についての御質問でございます。

公募に当たりましては、まず条例等に定めた指定管理者に係る管理の基準等をもとに、実務上必要となる細目について検討し、その中で公募に際し、周知すべき項目について当該施設の募集要項を作成すると、そのように定めております。その募集要項に明記する事項につきましては、名称や所在地、設置目的など、公の施設の概要、管理の基準及び業務の範囲、指定期間、経費の負担や支払い方法、利用料金に関する事項、申請者の資格、申請受け付け期間を含めた選定スケジュール、選定の基準などがございます。こうした募集要項に基づき、提出された書類等をもとに審査を行い決定するものでございますが、その手続につきましては、公平性や透明性の確保に配慮するため、事業者から提案をもとに外部有識者等を含めた指定管理者選定委員会を設置した上で審査を行い決定する、そのようにしております。

選定基準につきましては、募集単位ごとに定めることとしておりますが、基本的な考え方と致しましては、応募者が提出する事業計画書等に基づき、市民の平等利用の確保、管理に当たっての費用、効果、管理能力などの事項を総合的に判断して決定すると、そのようにしております。

なお、応募する団体並びに選定の評価基準を満たす団体がなかった場合におきましては、直営で管理を行うほか、当該施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができると判断される市の外郭団体でございますとか、公共的団体等を選定候補者として選定できるものと、そのようにしております。

選定基準につきましては、先ほども申し上げましたとおり、施設の種類ごとに性格も異なることも踏まえまして、施設ごとに選定基準を作成するということとしておりますが、いずれに致しましても、指定管理者を活用することでその効果が最大限に発揮できるように、また社会が要請していることを適切に反映できるような選定基準により選定することが望ましいと、そのように考えております。

議長（北元 豊君） 2番竹橋議員。

2番（竹橋和彦君） 欠格事項はないんですか。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 指定管理者の公募に係る欠格事項ということで、これは今財政課長も御答弁申しましたように、個々の募集要項にそういう欠格事項は、例えば暴対法の絡みであるとか、政教分離の考え方であるとかというようなそれぞれ一般的な欠格事項に加えまして、あとはこれは団体が募集すると、個人は不可ということになっておりますので、一定にはその団体のその財務諸表を求めて、その会社の経営状況がどうかといったことも求めるということもございますので、それは個々、個別の募集要項の中でこういう部分に該当する団体は応募できませんよということで、募集要項の中でそれぞれ規定してあるというのが実態でございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 2番竹橋議員。

2番（竹橋和彦君） 例えば、労基法違反であるとか、そういう企業が応募しても可能ってことですか、じゃあ。

議長（北元 豊君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 法令遵守、コンプライアンス遵守というのは原理、原則の募集要項の基本事項になっておりますので、そういう部分で言うと、そういう労働基準法であるとか、ちょっとすぐ法律の名前が出ませんが、そういう基本事項は必ず守ってくださいよというのが、基本にあった上での応募をして頂くということで、御理解頂ければと思います。よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 2番竹橋議員。

2番（竹橋和彦君） 最後に市長に御所見をお伺いして、私の一般質問を終えたいと思います。

（「議長、もう一遍、質問者に何の、市長に御所見を求め  
るのか、それ確認をしてからやってください」と呼ぶ者  
あり）

議長（北元 豊君） 2番竹橋議員。

2番（竹橋和彦君） 指定管理者全般について、私が質問した中身を総合的に踏まえて頂いて、御所見を少しでも頂きたいんですが。

議長（北元 豊君） 市長。

市長（吉田 基君） 指定管理者制度も、いろいろな種類が。どこか一つを、的を絞った質問なのか、あるいは総合的なのか、いろいろとあろうと、「カイゼン」という風なトヨタ自動車の世界共通語になってますが、改善の余地は私は認識せざるを得ないという風に思っております。議員時代にいろいろなそういう管理者との接点の中で、なかなか普通の一般の人であれば気がついて、抗議とか注意とかいろいろなことがあったとしても、言いづらいという風な状況というのはあろうと、このように思います。竹橋議員の質問を受けまして、再確認という意味も含めて、また協議しながら少しずつ努力をしてまいりたいと、このように思います。

議長（北元 豊君） 以上をもって竹橋和彦議員の一般質問を終結致します。

午後 1 時 1 5 分まで休憩致します。

午前 1 0 時 3 7 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 再開

議長（北元 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位 2 番、宇野武則議員の登壇を許します。

1 2 番（宇野武則君） 2 番目の質問者、宇野武則です。

竹原市地域情報基盤整備事業について質問致します。市長におかれましては、明解な御答弁をお願いしておきます。

竹原市地域情報基盤整備事業が表明された以後、竹原市商工会議所、各自治会等によって、事業への理解と加入促進のための様々な努力が実施されました。反面、多くの市民から事業に対する疑問の声があったことも事実であります。私も、一市民として本件事業に対して疑問を持った一人であります。以後、関係者の証言等を参考に、竹原市情報公開条例に基づいて関係書類を請求、その資料の問題点について質問してまいりますのでよろしくお願い致します。

本件事業に対する理解を深めるため、市議会に全員協議会を設置、第 1 回会議を平成 21 年 8 月 2 0 日、第 2 回会議を 2 1 年 1 1 月 2 5 日、第 3 回会議を 2 2 年 7 月 2 5 日、午前 1 0 時から午前 1 2 時まで通算 6 時間あります。この全員協議会の質疑のうち、2 点についてお伺い致します。

1 点目として、委員の質問中、4, 0 0 0 戸加入が事業経営の分岐点と説明されており

ます。収入総額と支出額とを想定した説明だと思いますが、予測された根拠についてお伺い致します。

2点目として、本件事業は公設民営化で建設され、公設部分である幹線ケーブル使用料が市の唯一の収入と説明されておりますが、現在どのように処置されておるか、お伺い致します。

次に、(株)たけはらケーブルネットワークについてお伺い致します。

株式会社が設立されたのは、平成21年8月26日であります。竹原市地域情報基盤整備事業の建設の基本となるのが調査実施設計、設計監理業務と理解致します。本市には、現在でも各種業者が約1,000社、指名業者として登録されていると思っております。平成22年2月12日、実施設計、設計監理業務が随意契約によって、株式会社たけはらケーブルネットワークに発注されておりますが、本市は近年、随意契約を乱発しているが、市民に説明できる公正、公平な入札方法を選択すべきであると思っておりますが、随意契約を行った理由についてお伺い致します。

次に、株式会社たけはらケーブルネットワークから実施設計、設計監理業務を自社に職員を雇用していないため、他社に事業を発注されたと伺っておりますが、本市に下請負人名簿及び請負金額を届け出ることになっていると思っておりますが、届け出の年月日、業者名、金額についてお伺い致します。

次に、竹原市地域情報基盤整備事業が平成22年8月9日、T社と契約請負金額は11億1,646万5,000円であります。市議会全協が初回、平成21年8月20日、その以後から市内全域で、市民に対し事業の説明と加入促進の営業が竹原市商工会議所、自治会等々、団体が参加し推進されたのであります。この11億1,646万5,000円の内、各家庭への引き込み工事費は何軒分で、事業費総額についてお伺い致します。あわせて、1期分事業が年度内に完成したのかお伺い致します。

次に、平成23年度2期工事分1,480万5,000円、3期工事分9,416万9,250円が随意契約でT社に発注されております。随意契約の理由と2期、3期分の引き込み件数と工事費総額についてお伺い致します。

次に、NPO法人たけはらふれあい館についてお伺い致します。

竹原市がNPO法人たけはらふれあい館と事業の委託契約を行った年月日の理由と経緯についてお伺い致します。

事業委託前は、竹原市のどの部署で担当していたのかお伺い致します。

平成23年度委託費から、同施設の入り口自動ドア4枚が補修されている事業費は40万1,625円であります。担当職員は、公金で補修することとなっているとの答弁であります。私は契約書を精査し、借地借家法からも、また一般常識からも家主が補修すべきと思いますが、なぜ公金で補修をされたのかお伺い致します。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 宇野議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問についてであります。本市における情報通信基盤につきましては、従前の光ファイバー等によるインターネット環境が市内中心部の一部地域において民間事業者により整備され、周辺の地域においてはその整備が困難な状況にあり、テレビの受信環境についても、難視聴の地域が存在している中で、平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行を控え、これらの確保対策が喫緊の課題となっております。

こうした中で、平成21年度において、国の経済危機対策による財政支援措置が示されたことから、この財源を活用して情報通信基盤を整備することとし、これにより行政情報を初め、地域でのイベント情報など、地域に密着した情報の提供を行うこととしたものであります。当該基盤整備に当たっては、必要な施設は竹原市が設置し、運営については民間事業者がサービスを提供する公設民営方式により、事業の推進を図ることとしたものであります。この事業概要につきましては、平成21年12月定例会において基盤整備事業に係る補正予算を計上し、翌年度へ繰り越して整備を行うとともに、平成23年度においては引き込み工事等の関連予算を計上し、本事業を実施したものであります。

この事業における損益分岐点の根拠につきましては、運営事業者によって見積もられた事業収支計画に基づき、収支の均衡が図られる損益分岐点を推計するとともに、全世帯の30%の加入を見込み、約4,000件を根拠としたものであります。

また、幹線ケーブル使用料につきましては、本市が整備した施設を双方が一方向的に破棄し得ない使用権を設定する契約により、事業者に貸し出し、運営及びサービスを提供する、いわゆるIRU契約に基づくものとして、本市が事業者から収入することとなっているものであり、当該施設を保有する本市が運営事業者以外の業者と直接契約している電柱への光ケーブル共架使用料、情報センターの電気代など、施設の維持管理経費に充当しているものであります。

実施設計及び設計監理業務の委託業者の選定につきましては、情報通信ネットワーク施設の整備を行う場合、他の公共施設とは異なり、通常これら施設を運営する事業者の事業展開やサービス提供の内容により、施設の構成、敷設方法や設置場所、使用機器等が異なることが一般的であり、これらを考慮せずに施設を調査、設計の上、整備した場合、電気通信事業者の事業展開やサービス提供の条件に合致せず、最悪の場合、運営事業者の応募がないといった事態を招く可能性が生じてまいります。また、仮に運営事業者の応募があった場合でも、施設の使い勝手が悪く、柔軟かつ良質なサービスの提供が困難となる可能性があることから、特段の事情がなければ、先に運営事業者を募集、選定した上で、調査設計、施工監理までを行わせることが合理的であると考えられるものであります。

さらに、この事業は総務省所管の地域情報通信基盤整備推進交付金による整備を前提としたものであり、当該交付金実施マニュアルに沿った事務手続を行うこととされていたことから、プロポーザル方式により運営事業者を選定したこととなっているものであります。

また、下請負人名簿及び請負金額の届け出につきましては、基盤整備に伴う実施設計業務については、設計監理業務をあわせて、平成22年2月12日に株式会社たけはらケーブルネットワークを運営事業者として委託契約を締結したものであり、当該委託業務において、業務契約書に基づき、業務の技術上の管理を行う主任技術者を定め、設計、監理業務を履行したものであります。なお、この業務の一部を委託したことにつきましては、平成22年2月15日付で、運営事業者から2社届け出がありました。この2社につきましては、三伸システムエンジニアリング株式会社及びシステム通信株式会社で、契約金額につきましては報告を求めておりません。

平成22年度の工事内容につきましては、幹線工事及び引き込み工事が補助対象となっていたため、双方を一体的に施工することとし、全体の材料費、労務費及び電柱への共架に係る申請手続などの一般管理費を積み上げて算出しているものであり、引き込み工事費のみの金額については算出しておりませんが、引き込み件数については1,931件となっております。なお、当該工事に関しましては、竹原市地域情報通信基盤整備工事請負契約の締結について、平成22年8月9日の市議会臨時会において議決を頂いた上で工事を施工し、平成22年度内に完成しているものであります。平成23年度1期工事分9,416万9,250円、及び2期工事分1,480万5,000円の随意契約の理由につきましては、当該工事は平成22年12月までに平成22年度の設計を上回る加入申し込み

があったものであり、加入者の都合によるものも含め、平成22年度中の引き込み工事対象とならなかったものについては、平成23年度に引き続き工事を施工したものであります。

これを施工するに当たり、同一施工業者以外の者に施工させた場合、電柱共架などの申請期間に不測の日数を生じる恐れがあり、さらに1期工事については、平成23年7月に地上波デジタル放送への完全移行が控えており、早急に施工する必要があったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき」に該当すると判断したものであります。なお、平成23年度1期工事の引き込み件数については868件、2期工事の引き込み件数については126件であり、工事費総額は1億897万4,250円となっております。

次に、2点目の御質問についてであります。NPO法人ふれあい館ひろしまへの事業の委託につきまして、平成20年4月1日から病後児保育事業及び地域子育て支援拠点事業の委託契約を締結しております。

病後児保育事業を委託した経緯につきましては、平成19年度まで委託していた事業者が当該事業の実施を辞退されたため、平成20年度以降の継続が困難となったものであります。

事業の実施に当たりましては、医師の確保が絶対条件であることから、医師会等と今後の事業継続に向けた医師の確保について相談を行うとともに、事業の実施に必要なスペースが確保されていることや、支援者、利用者の双方にとって利便性がよいこと等を考慮し、担当医師を含めた関係者で検討を行った結果を踏まえて、NPO法人ふれあい館ひろしまでの開設が適当と判断したものであります。当該事業における委託前の担当部署につきましては、社会福祉課、現在の子ども福祉室となっております。

地域子育て支援拠点事業を委託した経緯につきましては、当該事業は3つの実施形態を想定しており、そのうち既に開設していた地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、市の周辺地域に出向いて地域支援活動を実施するセンター型と、児童館の施設を利用して、学校のある月曜日から金曜日の午前中を中心として開設する児童館型に加え、多様化するニーズを補う観点から、常設の場を設け、子育て親子が気軽に集い、相互に交流を図るひろば型の開設が必要と判断し、既に類似の事業を実施し、当該事業に精通した職員が在籍していたNPO法人ふれあい館ひろしまへの委託に至ったものでございます。当該事業における委託前の担当部署につきましては、病後児保育事業と同様に社会福

社課，現在の子ども福祉室となっております。これらの事業に加え，平成21年4月1日から教育相談業務の委託契約を，平成21年10月15日から地域自殺対策強化事業の委託契約をそれぞれ締結致しております。

教育相談事業を委託した経緯につきましては，相談事業をより充実させるため，平成21年度から，教育相談室が対応していない時間帯及び土曜日，日曜日，祝日に事業の実施が可能なNPO法人ふれあい館ひろしまへの委託を行い，切れ目のない相談体制を確保しているものでございます。当該事業における委託前の担当部署につきましては，教育振興課となっております。

自殺対策緊急強化事業を委託した経緯につきましては，県に創設された地域自殺対策緊急強化基金を活用し，自殺対策の電話相談及び対面相談を実施し，自殺防止に向けた取組を推進することとして，土曜日，日曜日も対応可能で，継続した相談支援体制がとれる民間団体への委託を検討する中で，当時，既に「いのち」をキーワードにした相談事業を実施しており，有識者による電話対応や関係機関への連絡体制が整備されていたNPO法人ふれあい館ひろしまに業務を委託することが適当であると判断したため，委託契約に至ったものであります。当該事業における委託前の担当部署におきましては，市民健康課となっております。

次に，平成23年度において，NPO法人ふれあい館ひろしまが賃借している施設の自動ドアの補修費用を，本市からの委託料をもって支出したことについてであります。この支出は当該修繕に特化して上積みしたのではなく，自動ドアが不具合となった平成23年4月より以前の平成23年度当初予算として編成した委託料予算の範囲内で支払ったものであり，事業の円滑かつ適切な実施に向けた受託法人の裁量の範囲内での執行であると認識しております。

なお，賃貸物件の修繕につきましては，民法第606条第1項において「賃貸人は，賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。」と規定されておりますが，同規定は強行規定ではなく任意規定であるため，特約事項等で賃借人が修繕を行うことができることとされており，本件修繕は賃貸借人双方の間で締結している建物賃貸借契約書の契約条項第15条に規定されている協議に基づいて，賃借人が自動ドアの修繕を行ったものであると認識をしているものでございます。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） 議事進行について。

私の質問は、当初からたけはらふれあい館の内容でございます。事務局の方へもこの訂正をお願いしたつもりでございますが、26年からひろしまになっておりますので、たけはらふれあい館で質問を継続したいと思います。よろしく取り計らいをお願いします。

議長（北元 豊君） 進めてください。

12番。

12番（宇野武則君） 私は、この事業に対しての賛否を言っておるのではなく、公共事業を発注するための公金の取り扱いについて問題を提起しておりますので、そこらをよく整理して答弁をお願いしたいと思います。

そこで、非常に重要な文章でございますが、最高裁の判例でございます。住民訴訟ということで、昭和37年3月7日大法廷の判決でございます。私は、これ57年ごろ読んだ文章だろうと思いますが、非常に議員として大事な部分だろうという風に、公金の取り扱いについての判決でございます。若干くだりをお話ししてみたいと思います。

控訴人等は桑名市の住民であることは、弁論の全趣旨により、その住所が桑名市にあることによって認めることができる。被控訴人、桑名市長が桑名市の昭和29年度の予算中、産業経済費、農林水産振興費から西桑名市森林組合と桑名森林保護組合に対して、新植奨励補助金として金2万5,000円を交付したこと、控訴人が昭和31年6月1日、桑名市監査委員に対し、右補助金交付につき、地方自治法第243条の2項に基づき、監査並びに措置の請求をなしたこと、右監査委員が書面をもって、控訴人等に対し右補助金交付は違法または不当でない旨の通知をなしたことは、当事者間に争いがなく、成立に争いのない甲第2号証によれば、監査委員が昭和31年6月19日、右のごとき決定をなしたことを認めることができる。中略。被控訴人は、本件補助金交付は市議会の決算審議の際、市議会によって承認されたものである旨、抗争し、成立に争わないこと。乙第2号証の2によれば、昭和31年1月30日、市議会が右のごとき議決をなしたことが認められるけれども、右議決によって予算支出の名目上の不当性または違法性は治癒されるかもしれないが、本件補助金の交付行為自体に存する違法性は治癒するものとは考えられないから、被控訴人の主張、その理由はない。されば、本件補助金の交付金の交付行為は右のごとき違法性あるものとして、取り消すべきものという判決であります。

その下に若干の解説がございます。地方自治法第243条の2、住民の監査請求及び訴訟は地方公共団体の公金または財産に関する長その他の職員の行為を対象とするものであって、議会の議決の是正を目的とするものではないことは原判示のとおりである。しかし

ながら、長その他の職員の公金の支出等は、一方においては議会の議決に基づくことを要するとともに、他面法令の規定に従わなければならないのはもちろんであり、議会の議決があったからというて、法令上違法な支出が適法な支出となる理由はない。原判決は、かかる場合には同法5章に定める議会の解散請求によって解決するべきものとするが、同法が243条の2を5章とは別に規定した趣旨は、かかる直接請求の方法ではならず、個々の住民に違法支出等の制限禁止を求める手段を与え、もって公金の支出、公財産の管理等を適正足らしめるものと解するのが相当である。かく解するならば、監査委員は議会の議決があった場合にも、長に対してその執行につき、妥当な処置を要求することができない訳ではないし、殊に訴訟においては議決に基づくものの執行の禁止、制限等を求めることができるものとしなければならない。原判決が本件支出について、大阪府議会の議決があった一事をもって、直ちに上告人の請求を棄却するものとしたのは、法令の解釈を誤った違法があると言わなければならない。こういうことでございます。

もう一点は、これは谷垣禎一さん、財務大臣の当時の一般競争入札の原則化ということで、財務大臣が本通知は随意契約によらざるを得ない場合の時、原則として一般競争入札、総合評価を含むによる通達を行うこと、従来競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、一般競争入札または規格競争もしくは公募を行うことにより、競争性、透明性を担保することを求めている。これは、今の幹事長の御発言でございます。

そこで、質問してまいりたいと思います。

まず、全員協議会は非常に事業推進のために、まさにこの議決がないとできないという、今日の地方自治体制度、その中で全員協議会を開催し、そこで発言したことは賛成、反対の大きな役割を担うものだという風に思います。そこで、4,000件をただ漠然とじゃなしに、個々に積算したものがどれぐらいで、大体その収入がどのぐらいということにないと、4,000件という数字を全議員さんの前で言われたいと思うんです。頭数だけあって中身がないということになる訳です。それが、経営する損益の分岐点であるということを確認にあなた方は説明しておるんです。

それから、ケーブルの使用料です。私は、あえて公設民営化ということで、収入はどれぐらいか想定して、今こういう状況で事業者と話をしようという事は、当然議会で説明すべきだというように思います。その2点について。

それから、これ一緒のような形で諸経費とか電柱の使用料とかというような漠然とした答弁をされておりますが、私は当初、特定な事業であるので、人員配置をしたんかという

ことを公文書で情報公開条例で請求したんです。そうすると、そういうことはしておりませんという答弁でした。そうすると、これから設計の質問にも入りますが、当然のことながら、市の代弁者となれるような設計監理業務を市内のよく熟知した人に委託するのかなあと思ったら、どっこいそうじゃなかったんですね。

その2点について、まずもうちょっと詳しくお話し頂きたいと思います。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 4, 0 0 0件、収益の分岐点を算出した理由及びケーブルの使用料でございます。

まず、1点目でございますけれども、4, 0 0 0件という数字につきましては、先ほども説明させて頂きましたけれども、各加入件数です。例えば、ケーブルテレビの部分の加入状況であるとかインターネット部分の加入状況、これをそれぞれ推計するであるとか、それから個人であるとか、法人であるとかそういったものを、各件数ごとに積み上げてまして、係る経費、これから入ってくる収入等を勘案して分岐点を出しております。それがまず1点と、それとまず全世帯の約30%加入の状況ということが見込まれることから、その双方を勘案して4, 0 0 0件というものを出しておるという状況でございます。こちらの方の手元の資料にも現在も残ってるという状況でございます。

また、設計監理業務につきましては、これは業務主任技術者を置いた上で、その管理下のもとに各業者の方へ発注しております。ただ、市内業者であるかどうかということになりますと、大変専門性を要するものでございますので、結果として市外へ、例の2社の発注という状況になっておると認識致しております。よろしくお願い致します。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） 収入の部分はどうなっているんですか、今。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 現在の収入状況でございますけれども、収支のバランスはとれておりまして、赤字にはなっていないという状況になっております。例えば、当時の設計からいきますと……。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） 全協で説明したケーブルの使用料、幹線ケーブルのね。たけはらケーブルネットワークから収入を頂くんでしょう。そういう説明しとんでしょう。それが今どうなってるかということですよ。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） I R U契約に伴いますたけはらケーブルネットワークからの収入、25年度決算の数字が出ておりますが、この金額が1,057万1,626円でございます。

議長（北元 豊君） 宇野議員。

12番（宇野武則君） その金額は決算として、竹原市に収入として上がっておるんですか、その点について。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） これは、決算として、歳入として受けております。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） それでは、次の財政課長さんにお伺いしておきたいと思います。

竹原市の公共工事の指名業者になるための手続について御説明を頂きたいと思います。

議長（北元 豊君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 本市の指名業者が参加するための手続という御質問でございますが、建設工事指名競争入札参加資格及び指名選定等に関する規定に定めるところによりますと、入札参加資格申請に必要な書類につきましては、建設工事においては入札参加資格申請書に加え、経営事項審査の総合評定値通知書の写し、営業所一覧表、印鑑証明書、納税状況が確認できるような書類などとしているところでございます。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） どういう契約であっても委託する場合に、その指名業者であるかないかの確認はしなくてはならないんです。竹原市の入札も、それからこれは広島県ですが、私は文書をもって質問しておるんです。これ広島県、湯崎知事の名前で出されております。そういう資格がないと公共工事が発注できないんです、広島県においては。希望分野及び部門のは次のとおりである。8つの地域事務所で、建設関係、建設コンサルタント、電気という部分がそれぞれ5分野に分かれとる。それが、広島県の公共事業に参加できる指名業者となる部分です。

そこで、このたけはらケーブルネットワークが随意契約で竹原市の実施、設計監理業務を受けております。今説明したように、民間の放送法に基づくものは総務省の認可事業ですから、それなりの技術者を擁して所定の書類で申告すれば、当然認可になります。私は総務省の担当者に直接電話したんです。どうなっとるんじゃ、予算はこの言うた。当時は

3割補助金が出た。後から地方交付税か何かで見てもらう。担当者は、うちは宇野さん、補助金を出ししょうるだけじゃけえという返答でした。そこで、設計監理というものは当然公共工事の指名の資格がないと発注できませんね。

そこでお伺いしますが、たけはらケーブルネットワークが入札に、できる条件があったのかどうか、その点お伺いします。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） たけはらケーブルネットワークについての条件でございますけれども、入札参加資格、当方の参加資格です、設計監理業務でしかも電気通信事業という部分に関してはそのような分野がございませんが、これにつきましてはプロポーザルという手続を踏んだ上で、随意契約を致しております。従いまして、入札参加資格等はこの際は必要なかったと考えております。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） 納得できんですよ。そういうことをしようと、特定な権力者はいつでもこういうことはできるわ。質問でも言いましたように、私は過去20年間、議員に在籍しましたが、随意契約という高額な随意契約、低額もそうですが、一遍も私、味わったことがないです。あなたらの言う、この文書の答弁書からいうたら、だったら全部随意契約すりゃあええじゃん、区画整理も。ずっと10年分。そうじゃなあでしょう。建設業法に基づいて、皆入札しょんでしょ。特定な業者がかんどうのものについて、随意契約をやりょうるじゃないですか。竹原市は、過去にも大変な問題があったんです。全国のマスコミが来て、取材したこともあるんです。そういうものを踏まえてやれば、こういう事業に対して、やっぱり分離して、誰が見ても透明性の高いもので発注しなくては、丸投げという法律はどこにあるんですか。どういう名前にしても、国家試験を受けた者でない者が、入札して、遠くの方へ下請へ出す。下請の文書を見たですか、あんたら。社長印も何もない。主任技術者じゃなしに現場責任者になつとる。そげな公文書どこへあるん。わしゃ聞いたことがない。

ここに、本体ケーブルの下請名簿があります。これ全部、あなたら最近はよう色を塗ってくるが、これが公文書なんです。受けた人間の発注一覧表、これは受注した11億円の業者が全部。それから、ここにありますよ。これが、受注した下請業者の資料なんです。金額から社長印、社長から、それから支払い方法、全部ここへあるんです。これが普通の建設業法に基づく、あるいは民法に基づく契約書なんです。

逆に今度見てみなさい。何でここに落とすんかのう思うて、わし不思議でかなわんで。こりゃあ、ほかの事業ですが、主任技術者のところ消しとる。市長、主任技術者は法律に基づいて、公表しなさいになつとんですよ。おまけに、おもしろい。これ同じ事業じゃが、今度は初めは金額消しとらんのよ。途中から消しとるんよ。ほんまに竹原の今市役所、何とかなつとんじゃないかと思ひますよ。同一事業の同一情報公開で求めた文書が、前半は金額を消しとらん、主任技術者を公表しなさいという法律になつとるのに、途中から消してくるんじゃわ。建設請負約款7条、あなた方言うんですか、7条にはどういうて書いとりますか、ちょっと読んでください。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 手持ちの資料によりますと、設計監理委託契約のことだと思ひますが、その7条だと思ひます。これをじゃあ読ませて頂きます。

第7条については、一括再委託等の禁止ということになっております。

第7条、乙は業務の全部を一括して第三者に委任してはならない。第2項、乙は業務の一部を第三者に委任しようとする時はあらかじめ甲へ届け出て承認を得なければならない。ただし、軽微な部分を委任しようとする時はこの限りではない。3項、乙は業務の一部を第三者に委任した時は当該第三者に乙の業務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） ここに、今の7条の文章の中で、この契約の履行につき、この1条は日本国の法律を遵守し、契約を履行しなければならないとあるんです。日本国の法律、その7条の部分に、乙はこの契約の履行につき、工事の全部もしくは主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分を第三者に委任し、または請け負わせた時は、遅滞なく甲に対して次に掲げる事項を通知しなければならない。乙に関わる事項、工事名及び工作物請負代金、受任者、下請に関わる部分、名称及び所在地、建設業法第24条、法律第100号、第3条の1項の規定による建設物の許可年月日、許可番号、下請金額、下請部分の工事内容、主任技術者の氏名及び生年月日、技術者資格、施工台帳の提出。その中の3項に、第1項の乙は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の6の規定により撮影した施工体系図を工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。こうあるんです。そ

の点について。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） こちらのほうが下請人選定通知書というものを頂いておりますのが、平成22年2月15日であります。その3日前に、この設計監理業務については契約をして、そこから事業に入っていったという内容でございます。

当方の受けております下請人通知の内容ですが、まず委託名、それと下請人の名称、それから請負人の住所、現場責任者氏名、委託部分、許可業種ということで頂いております。今議員さんが御説明、最後のところで御指摘頂きました施工体系図のことだとは思いますが、当方の方も確認致しております。国交省の施工体制台帳マニュアルも確認を致しました。その中で、建設工事です。公共事業が適正な施工体制のもとに行われていることを担保しなければならない。従いまして、適正な掲示は必要であるということで、開示の請求に応じてこれを開示することが望ましいとありますが、これが公開することによって、請負人の競争上の地位を害すると恐れのある下請金額等を除きという内容になってると思います。それに従いまして、先ほど申しましたように3日前に契約したもののにつきまして、それから事業を実施する内容の中で、こういったものは開示、これは除いた中での開示という形になっていると、解釈を致しております。

以上です。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） たけはらケーブルネットワークの会社設立が、21年8月26日です。それから、シゲタさんという技術者で、これは経歴を見ても恐らくタネットの関係だろうと思いますが、公表したのが22年1月28日、それから市への届け出が22年2月15日だろうと思います。随意契約をやったのが22年2月12日であります。こうすると、当然公共工事を発注するために1年間の経営審査に必要な日数が要ります。当然広島県もそうなんです。それから、雇用保険、納税義務等々がクリアしないと、県の文書を見ても、どの文書が欠けても再提出しなければならないようになってます。どういう契約の頭をつけても、この法律を犯して随意契約やる法律はない。どうしてもあなたがあると言うんなら、それなりの処置をして明らかにしていかにやなんののですが、そういうものをクリアしなくても頭の形だけをやったら、半年ぐらいでも4,000万円の公共工事が随意契約できるという法律があったら説明してください。

議長（北元 豊君） 総務課長。

マイクを切ってください。

総務課長（塚原一俊君） プロポーザルの要件と致しまして、技術主任、業務主任技術者を置くようにと定めております。それに従いまして、今おっしゃった技術者の方の雇用期間は平成22年1月28日から23年6月20日までということになっております。その上で、これで契約をできるかということになりますと、プロポーザルの中の仕様書の方で当の方が業務主任技術者ということで明記致しております。それに伴いまして、この方を雇用したということでございます。その上でプロポーザルを終了し、今現在の運営事業者を選定致し、随意契約を行ったという状況でございます。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

マイクをお願いします。

12番（宇野武則君） 公文書で請求しても請求しても出てこなかったんです。届け出が22年2月15日、下請です。それで、この文書、会社の名前はあるんですが、社長名は何もない。それから、現場責任者氏名、オクムラヒロシとあるんですが、会社の社長印がなあても、普通ええんですか。大体、この市も含めて契約書というのはその会社の代表者の氏名が要るんじゃないんですか、その点どうですか。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 先ほど御紹介致しました下請人選定通知書というものは、先ほど御説明しましたとおりの内容でございます。おっしゃるとおり、そちらの方には代表者名の名前はないという状況でございます。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） ないんでええんですか。公文書で吉田基という市長の名前はなあもんで出してもええんですか。総務課長の名前で市役所の行事へ出せれんでしょう、普通は。

そして、わしゃこれは長うしとらんかったから、独自で調べて、大体京都へ設計を出しとるといのはどうの昔に把握しとったんですよ。それで、監理は東京でしょう。監理は竹原に常駐したんですか。かつて竹原市は、設計監理を一遍に出して、非常に問題が出たんです。それから、設計というのは耐震偽造があって、非常にこれはうるさくなったんです。おたくらには今簡単に答弁するような内容じゃないんです。

なぜ、設計監理が問題があったかということ、要するに、設計した人間を設計監理者が一体的じゃたらなあなあで済むから、設計監理は私が議会の折に分離したんです。そし

て、監理は市役所の意向を聞いて積極的に事業を進めると。設計は、全部の設計をするんですから、だからそこに問題があれば、監理者が市を交えて修正していくという方法をとったんです。なぜかというたら設計屋が安くとって、どこに安くとれる原因があるのかなあと思うたら、物品を入れる前に1のもんじゃなしに2のもんを入れてその差額が収入になってきょうたという事実があったんです。だから、設計監理を分離したんです。これは分離しとるが、窓口は1個じゃないですか。窓口には全然資格者はない。

それから、わしゃここへシゲタさんのあれも来た折から話は聞いてとったんです。じゃから今やめた折に、どっかやめたんじゃあないんですかというて公文書で聞いたらわかりませんというから、独自で私は調べたんです。この方呼んで話聞こう思うたらすぐにできるんです。おるんです、県内に。余り、訳わからん答弁しようったら、本来なら百条調査委員会つくって、関係者皆呼べばすぐ出る。

何でやかましゅう言ようるかというたら、初めから設計も概略を企画した者、竹原市内の人間じゃないんですかといううわさがずうっと出てきたんです。その方も5,500万円の中の1,000万円は出資しとるでしょう。だから、私は市内の人がやるんだらうなという風に認識はしておったんですが、そうではなかったんですね。

それから、一般共通事項ということです。

業務着手に先立ち、業務計画書を提出し、委託者の承諾を受ける。業務計画書の内容は下記のとおりとする。設計基本方針、業務工程表、業務主任技術者及び担当技術者名簿並びに業務分担表。その業務遂行上必要な事項、業務主任技術者は業務実施のため必要な事項について関係官公署と十分協議し、設計業務を適正に進められるよう留意する。協議した事項は下記の事項について官公署と打ち合わせ記録と作成し、委託者に提出する。協議日時、場所、協議の相手方の氏名、協議結果ということでございますが、こういう文書は出ておりますか。

議長（北元 豊君） 総務課長。

マイクを切ってください。

総務課長（塚原一俊君） まず、2点目の質問でございますけれども、先ほどお読みになった書類全てが出ているかどうかについては確認をしておりません。ただ、一部につきましては、先ほどの通知であるとか出ておりますけれども、その他の内容については全て乙から甲への連絡しなければならない事項になっておりますので、その旨はそのようになっておるのではないかと思います。

最初の質問でございますけれども、監理業務については分離した方がいいという話でございました。入札等であれば、そのような形を行うんでございませうけれども、今回先ほども説明しました中で、運営事業者を決め、あとその中には設計と設計監理に含む部分の業務も含めた上でのプロポーザルを行っております。その上で審査、決定を行い、我々行政機関の手続として、入札ではなく随意契約を行ったということですので、プロポーザル方式の中に競争の原理が働いていたという状況でございます。

以上でございます。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） 東広島市が竹原市より1年前に、21年、22年にやっとなです。ここは入札で3社でやっとなります。中電と立芝というように、3社で2年間でやっとなる。三原市は自前で設計監理を行っております。あと大竹と廿日市と調べておりますが、恐らく随意契約はないんだろうという風に私は、これは済んでも調べますわね。

竹原市は、市民の皆さんが汗水たらして税金を納めておられる、その公金が最近特に軽々と扱われる。法律上消さんでもええ、公表しなさいよというものを全部黒で塗って出す。普通、わしゃこの前も情報公開条例を、行政機関の保有する情報の公開に関する法律というのが平成11年5月14日に出されておりますが、25条に地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとりその保有する情報の公開に関し、必要な施策を策定し及びこれを実施するよう努めなければならない。うちは、こういう国の法律より逆を行っておるんです。

法律を拡大解釈しちゃいかんのです。国も地方自治体も何で成り立つとるかというたら、国民の、市民の税金で成り立つとんです。それを明らかにすることが何で悪いんか。当たり前の、当たり前のことなんです。主任技術者なんか消してから何のためになるん、竹原市の。当然市民は知る権利があるんです、納税者である限り。全てその納税によって竹原市は成り立つとんでしょう。だから、その使い道は明らかにして、その執行された予算が市民の福祉の向上に努めてあるかどうか、あるいは竹原市全体の発展に支出しとんか、そのことがこの情報公開条例です。

私はしょっぱなに言ったように、こういう特殊な事業じゃから、近くには中国電力、あれは検査機関ですか、わしゃ大手の電力会社へ5回ぐらい行きました。電気関係のどういう資格が要るんか、それからケーブルを何で協議せにゃいかんのかと言ったら、やっぱり従量の問題があるという説明を受けました。

しかし、今ざっくばらんにあなた方は整理しようるは、設計段階において電柱、NTT

と中電がほぼでしょうが、100%じゃないですか。それを設計の後から、交渉が遅れたから工事が遅れたんじゃ、手間取ったんじゃということは説明ならんよ。一番先に同意をとるのは、配線する幹線ケーブルというたら生命線ですから、その同意をとって、全体計画の設計をするのが手順なんよ。

しかし、あなたはこの文書の中に、そういうことを中に含めてこうですよという文書なんです。市長の答弁書も皆そうですよ。じゃからわしが、公文書で設計は積算は誰がやったんかというたら、総務課の推進室がやったというて答弁が来とるんよ。そんなことを私が信用する訳ない。だから、国家試験の許可が必要なんです。だから、全ての責任は4名ですか、推進室の。特殊な事業だからそれなりの人配あったんですかというたら、やっておらないという答弁も来とるん。しとったらそっから先は推進室へ言うことない。そこがわからんものがほかの人間にわかることないんじゃから。

じゃあ東京と京都の設計及び設計監理者の打ち合わせ事項は何回やってるんですか、この2年間で。わかりますか、その答弁してください。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） その打ち合わせを2年間に何度やったかということは把握致しておりません。日常の中で常時情報交換をしておりました。

以上です。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） そのぐらいの程度なんですね。そのぐらいの程度だから、回答文書もそのぐらいの程度になるんです。

今申し上げましたように、やはり官公庁と打ち合わせした事項がここへ法律上ちゃんと明記しなさいになつとる、これが公文書なんです。いつやったかわかりません、やるのはやったんですというような、ここで答弁して、答弁が通用する訳ない。私は、余り勉強もしとらんで頭が悪いけんあれですが、それでも私でも今の答弁なんかで、ああそうすかというて言うほどまだ、今ごろ余り言ようと問題発言なるけえ言わんが。

そこで、最終的には経営し出して2年ぐらいなりますから、やっぱり多額の公金を支出しておる事業でありますので、もうちょっと慎重に物事を進めていかないと問題が出ますよ。

そこで最後ですが、あなた方は地方自治法167条の2によって随意契約を行ったという説明でございますが、地方自治法の1から9号までの条文があります。その条文について

て説明してください。

議長（北元 豊君） 総務課長。

総務課長（塚原一俊君） 167条の2，第1項の第1号から第9号ということでございますが、まず今回の事業に関係するところを説明させて頂こうと思っておりますけれども、入札に関する不利の部分、例えばプロポーザルのところを言っておりますけれども、第1項第2号のことです。これは、こちらに書いてございますのが、不動産の買い入れまたは借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用するため必要な物品の売り払いその他の契約でその性質または目的が競争入札に適しないもの。これは今回我々が説明しております冒頭の運営事業者及び設計、設計監督監理業務を決定する際にプロポーザルを行いました。このプロポーザルを経た上で契約したのがこの167条の2，第1項第2号ということになります。引き込み工事です、入札実施後質問通告書の方にはT社ということになっておりますが、こちらの方と随契をしていたのは同条同項、第6号と第2号ということになります。

第6号でございますが、競争入札に付することが不利と認められる場合という状況でございます。市長の答弁にもございましたけれども、もう既にT社の方が竹原市全体のエリアを申請した上で工事を発注致しておりました。これが今さっきおっしゃった幹線工事でございます。これに対する引き込み工事でございますから、やはり先ほどの質問の中にもありました一体性が必要であるということが1点と、現在現場で工事してらっしゃる事業者以外の方が入るということになりますとまた一から申請業務が必要であるということ、それからあとは関連経費です。人であるとか車であるとかその他物品でありますけれども、管理経費であるとかそういった共通経費です、こちらの方が新しい業者に決まった場合かかるということで、これは入札に付する方が不利であると判断したため、こちらの引き込み工事につきましては同条同項第2号と6号を適用したという状況でございます。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） 余り、随意契約というようなもので十把一からげで答弁しちゃいかんのです。だったら区画整理をこれから何年やるんですか、公共下水を何年やるんですか。

経済じゃなんだ、間違いなく1年間終わったら事務所なんかの設置費と撤去費というのは組んどるでしょ、経費の中に。今13%か15%ぐらいでしょ、経費は。その中に間違いなしにあるんです。なけりゃ請負金額から出さんのじゃから、事務費経費というのは

別途、積算しとるんです。それは精算しとるんですか。あなた方が経済効果、経済的などというのなら、明らかにそれも精算しとかにゃ。やるものは全部やったんよ。契約も随契よ。1億円随契したら一般市民はわからんのです。ほんで、9,000万円か8,000万円か飛び出るほど随意契約をせん。1億円かかるのを1億1,000万円では随意契約しませんから。

だから、競争入札、国が示したように、それが透明性を高めるもんだから、随意契約は極力避け、それは大震災とかどうじゃというのならまだわかります。それでも昔は物すごい、議長経験者が予算の不用額、それから専決処分、議会がとまるぐらいやかましかったん。その中に随意契約というのはなかったん。何でかというとな用額は職員が仕事しようらんという裏づけじゃろうがということなんよ。それから、専決処分は議会を軽視しとるということで、非常に忠海の議員さんは、それは特に尊敬しとったんですが、法律に詳しい方でした。それが当たり前なんです。あなた方は頭ええ国家試験受け取らんじゃろうが誰じゃろうが、そりゃこういう事業じゃからええんですよというパスする法律はない。

今の随意契約、地方自治法施行令、26年3月31日政令第145号、随意契約167条の2、地方自治法第243条の2項の規定により随意契約をやることはできる場合は次に掲げる場合とする。売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格、賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額または総額が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをする、これが一般的な随意契約の基本なんです。その下欄に掲げるものは、地方自治法施行令、竹原市契約規則というのがあるんです。別表第5、167条の2関係。工事または製造の請負、都道府県及び指定都市250万円、市町村以下は130万円、財産の借り入れ、都道府県指定都市160万円、物件の借り入れ、都道府県80万円、市町村40万円、財産の売り払い、都道府県及び指定都市50万円、市町村30万円、物件の貸し付け30万円、各号に掲げるもの以外もの、都道府県及び指定都市100万円、市町村は50万円、これが一般の竹原市の入札制度の原理、原則なんです。この事業はこうだから、随意契約というのはいり得ないん、本来。それをやっちゃあいかんのです。だから、随意契約によって市長がやめても、住民によって訴訟されてやめた市長が下関にもおられる、福山もある、億単位で請求されて敗訴しとるんです。

だから、やはり竹原市のような限られた予算の中で税を執行していく限りは、誰もが公平、公正さを認めるような予算執行していくことが本来の姿なんです。市民にプロポーザ

ルじゃ何じゃというてわかりますか、そげなん。そがなお題目つけて、億単位で随意契約をやる。広島やなんか間違っことをやりようということになるんです。広島県から来るとは、建物でも全部広島県が4分割じゃあ40年前からやりようでしょう。

じゃからあなたら経済がどうじゃあこうじゃあ言うんなら、下請名簿一遍精査してみなさいよ、この事業の。そんなことは大きな声を出して言われんのです。90%以上が全部市外業者じゃないですか。竹原市の税金使って、皆よそへどんどんどんどん流れよう。こんな市はちょっとないですよ。そんだけ低下しとるんですよ、あなたらの姿勢が。税の扱いはどういうもんか、ここに最高裁の判例があるように厳しいんです。厳しく取り扱わにやいかんのです。普通ならこういうことをずうっと繰り返しとつたら、納税者が反乱起こしますよ、普通なら。まだ竹原市の市民の方はおとなしい部分がありますから。

やはりもうちょっと税の執行については慎重に真剣にやってもらわないと、そう長くは私らも、はい、そうですかという訳にはいかんのです。

最後に市長、その点について答えてください。

議長（北元 豊君） 市長。

市長（吉田 基君） 随意契約が妥当性があつたプロポーザルという、私は当時市議会議員として全員協議会でもこの説明を受けました。情報通信ネット、ありとあらゆる面で災害の情報提供を当時の小坂市長が非常に熱弁を振るって、この事業に対して情熱を持っておられたことに対して心から敬意をあらわしたいという風にも思っております。今日加入者数の件とか、そういった意味ではいま少しの努力は要るのではないかという風にも認識致します。ただ、この方式が問題があるのではないかという点については、当時この事業の経緯を見て、私はそのようには認識致しておりません。

以上です。

議長（北元 豊君） 12番宇野議員。

12番（宇野武則君） これでやめようと思つたんですが、だったら情報化推進室が設計の積算もやりました。11億円も情報化推進室でやった、ほんまにそういう職員の能力を評価されますか。私は、あなた方が今答弁するのに、竹原ケーブルネットワークに十分な能力があるからやったんじゃと、竹原市に能力があるんなら三原のように自前でやればいいんです。それが正論じゃ言うんなら、今後随契やったら必ず法的手段をとって、私は対抗しますぞ。推進室で全部やった言うんなら、やった言うてください。

11億もできる訳ないじゃろ。素直になれ、素直に。公文書に答弁載つとんじゃ。

議長（北元 豊君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） この通信基盤整備事業については、平成21年8月の全員協議会から22年2月12日に運営事業者を決定以来、23年4月開局までの間、適正な事務事業の執行だと認識をしているところであります。

議長（北元 豊君） 宇野議員にお伝えします。残り時間あと5分です。

12番宇野議員。

12番（宇野武則君） ふれあい館ですが、当然あなた方はそれなりの理由があったということでしょうが、まず竹原市に既存の施設があります。歴史は50年、60年というものもある訳ですが、現在私が情報公開条例で頂いた子どもの人口推移ですが、25年まで。幼稚園4園で16年が209名、25年が206名。それから保育所、定数が415名、16年、25年が405名。入所者が、16年が340名、25年が312名。それから保育園、保育所4園で定数が16年が270名、入所者が263名、25年が220名、入所者が208名。合計すると、定員数が685名、25年が625名、16年が入所者が603名、25年が520名、こういう推計です。

私は、当然あの一等地へ、こういう状況の中でやる意味がどこにあったのかなという疑問がある訳です、ふれあい館を開設する折に市内の既設業者と何か受け入れ態勢の協議があったんですか、その点について。

議長（北元 豊君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） ふれあい館ひろしまの委託業務へのその経緯についての御質問でございます。

他の市内業者へのお話しということでございますが、まず病後児保育事業につきまして、これも市長の答弁にございました。平成19年度まで委託していた事業の方が、当該事業の実施の継続が困難という状況がございました、そういった経緯がある中で、医師会等々の関係機関との協議の中で、継続して行うためにはふれあい館ひろしまという形で事業を継続して行っていたという風なことでございます。

それともう一点、地域子育て支援拠点事業につきまして、こちらの方はこれも市長の答弁にございました……

（12番宇野武則君「答弁なっとらん」と呼ぶ）

3つの実施形態というものがございます。既に……

（12番宇野武則君「受け入れ態勢協議したんか言よるん」

や」と呼ぶ)

ですから、今答弁しておりますように、既にもう2つの事業者が出たという風なことでございます。ふれあい館ひろしまに委託した経緯としましては、その3つの実施形態の中で1つ行われておりませんでしたひろば型というものを既に類似の事業実施しとったという風な経緯がございます。

そういったことがございますので。

議長（北元 豊君） 以上をもって宇野議員の質疑を終結致します。

2時55分まで休憩します。

午後2時40分 休憩

午後2時52分 再開

副議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、堀越賢二議員の登壇を許します。

5番（堀越賢二君） 皆さん、こんにちは。ただいま議長より登壇の許可を頂きました、快政会の堀越賢二です。

壇上にて一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

今回の一般質問は、大きく3つに絞って質問をさせていただきます。

まず1番目は、子育て世代への支援について質問させていただきます。

現在竹原市においては、分娩対応できる産科施設がありません。今までも多くの議員から竹原市内での分娩対応できる産科医療体制の確立に向けた要望がなされてきましたが、なかなか現実には厳しい状況だと認識しております。

今回は子育て世代への支援ということで、出産の部分についても非常に重要な問題ではありますが、この部分以外の内容で質問をさせていただきます。

竹原市では、出産前の時期からのサポートも充実しており、その中の一つに、竹原商工会議所女性部の皆さんの子育て時に感じていたことや困ったことなど様々な経験の中から生まれた「こそだてはてなブック」の配布など、できるだけ妊婦さんや家族の方の心配事や悩みを少なくして、安心して妊娠、出産、育児ができるような支援をされています。今回は子育て部分についての質問ということで、子育てといいましても、子どもの人数や年齢によって状況は大きく違ってきますので、段階的な支援内容とメリハリのある効果的な支援について、現在の状況と今度のさらなる拡充へ向けての展望と、またその実現に向け

て実現的な施策をお聞かせください。

続いて、2番目は臨機応変に対応できる部署についてであります。

現在竹原市は、NHK朝の連続ドラマ「マッサン」の影響やその効果なのか、多くのメディアにも取り上げられ非常に注目をされています。このにぎわいを一過性のものにならないように、現在様々な取組がなされているところではありますが、もともと竹原の地においては、個人や様々な団体がそれぞれの特色を生かした、独自に竹原市の活性化のために明るく楽しく活動をされています。大好きなふるさと竹原を活性化させたい、世代を超えたにぎわいの創出をしたいと、市内はもちろん市外、県外からも多くの意見と協力を頂きながら取り組んでおられます。

人が集い、建設的な話をするとところには活気が生まれます。その活気はさらなる次の活気を生み、交流人口の増加やにぎわいの創出につながり、広がっていきます。私の経験上、これは間違いのない事実であります。そのような中で、ふと生まれるものの中には、今叫ばれている地方創生、まち・ひと・しごと直結する非常におもしろいアイデアなどがたくさんあります。小さな集合体ではなかなか実現に向けて難しい部分などがあり、行政からの支援により大きく前進できることも多くあります。時期的な問題などにより、対応に時間的余裕がない場合など、柔軟に臨機応変に対応して頂けるような相談対応総合窓口のようなものは現在ではどの部署であるのか。

また今後、より一層市民の皆さんからの意見を収集、調査、検討、実行するための革新的な部署の設立などに向けての動きはあるのかお聞かせください。

3番目の質問として、通学路の整備についてであります。

現在、ハード面で竹原市において児童・生徒が安全で安心して通学できる環境を整備されているところであると思いますし、ソフト面では登下校時において、保護者の方々や地域のボランティアの方々の温かい見守りや付き添いや誘導などにより、児童・生徒たちは守られています。

ソフト面については、今後もしっかりとした協力を頂き、気づきや変化を伺いながら地域全体で子どもたちを守っていかねばならないと思っています。

ハード面では、目につきやすい場所などは早目の対応や対策により改善されることと思われませんが、実際に立ち会ってみないとわからない問題点もありますので、教育の現場である学校、そして地域や子どもたちの声をしっかりと聞き、状況の改善につなげていくことが大切だと思います。

そこで、現在の通学路の状況とその状態による修復、改善の状況、そして歩道橋を渡って登下校する場所は何カ所あるのかお聞かせください。

以上、3点について壇上での質問を終わらせて頂きます。

以後につきましては、御回答を頂きまして、その後自席にて質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

副議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 堀越議員の質問にお答え致します。

3点目の御質問につきましては教育長がお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問についてであります。我が国におきましては、依然として出生数の減少や出生率の低下による人口減少、少子・高齢化が進んでおります。また、子ども、子育てをめぐる環境は核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により変化しており、子育てに不安や孤立感、負担感を感じる家庭も少なくありません。

そのような中、国において新たな給付や認定こども園法の改正などが盛り込まれた子ども・子育て関連3法が平成24年度に制定され、幼稚園や保育所の制度と財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期における学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくこととされております。

また、本市におきましては、竹原市総合計画の後期基本計画に基づき、現行の次世代育成支援地域行動計画や新たな子ども・子育て支援事業計画の推進等を行うとともに、様々な子育て支援サービスの充実や子育て支援ネットワークの活動展開を図り、地域における子育てを支援することと致しております。

この新たな計画につきましては、本年4月1日に施行される子ども・子育て支援法に基づくもので、平成27年度を初年度とし、5年間で計画期間とした質の高い幼児期の学校教育、保育及び地域子ども子育て支援事業等、今後において推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めることと致しております。

本市における具体的な取組として、まず就学前の支援につきましては、病気の回復期で集団保育等が困難な児童を一時的に預かる病後児保育事業、市内全保育所及び認定こども園において必要に応じて19時までの保育を無料で実施する延長保育事業、保護者が病気や入院等により保育が困難な児童に保育を実施する一時預かり事業、子どもを預けたい方と預かることが可能な方を会員とし、市がこれを援助するファミリー・サポート・センタ

一事業、18歳以下の第3子以降で満3歳児以下の子どもの保育料を無料とする第3子以降3歳未満児保育料無償化事業等を行っており、特に平成27年度からは第3子以降で3歳以上児の保育料についても軽減を図ることとしております。また、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、私立保育所4園が幼・保連携型認定こども園へ移行する予定であり、これにより保育の必要性に関係なく児童を受け入れることができるようになります。公立の施設につきましても、今後できるだけ早い段階において幼・保一体型の施設へ移行できるよう検討してまいります。

就学後の支援につきましては、前述の一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業も対象となるとともに、授業が終わった後の生活の場を提供し、指導員の活動支援のもとで児童健全化育成を図る放課後児童クラブ、通常就学前までとしている対象を小学校6年生まで拡充して医療費の一部を助成している乳幼児医療費支給事業等を実施しております。この中で放課後児童クラブにつきましては、平成27年度から対象児童を小学校3年生までから全学年に拡充して実施することとしております。

今後におきましても、子育て世代が安心して子どもを育てることができるよう、様々な施策の検討を行ってまいります。

次に、2点目の御質問であります。市内外の方々が建設的な意見交換を行い、本市の活性化に向けて様々な取組を行っていただくことは、まちづくりにおいて大変重要なことであり、またこうした皆様の取組が、NHK連続テレビ小説「マッサン」やアニメ「たまゆら」や各メディアでの紹介などの成果につながっているものと認識致しております。

この上で、総合窓口につきましては、現在市役所において市民の皆様を初めとして多くの方々と様々な取組を進める中で、各組織がそれぞれの所管を持って業務を行っているところではありますが、業務が多様化、専門化する中においても、所管業務に関わらず、全ての職員がそれぞれ総合窓口としての意識を持ち、話を伺い、臨機応変にかつ必要に応じて連携をとりながら対応を行ってまいりたいと考えております。

副議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 堀越議員の質問にお答え致します。

3点目の御質問についてであります。通学路の整備につきましては、ハード面、ソフト面の両面にわたって、児童が安全で元気に登下校できるように取り組んでいるところであります。

こうした中で、ソフト面につきましては、市内小学校の各地域や自治会等で地域ボラン

ティア活動として登下校の見守りを実施して頂いております。毎日通学路に立ち、自宅近くまで一緒に歩くなど、児童が安心して登下校できるように声をかけて頂いており、地域の力を心強く感じているところであります。

また、ハード面につきましては、通学路の安全確保に関連し、平成24年度に国土交通省広島国道事務所、広島県西部建設事務所、竹原市建設課、竹原市教育委員会事務局、竹原警察署、小学校職員、保護者、地域住民等の関係機関と連携し、小学校区ごとに合同緊急点検を実施致しました。その結果、危険箇所として49カ所において歩道の整備、交通安全施設設置等の対策が必要となり、早急に対応することができる安全対策として路面標示、カラー舗装、通学路標識の設置、防護柵の更新等を行ったところであります。

さらに、平成26年3月には継続的に通学路の安全を確保するため合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行き、対策の改善、充実を行うことを目的とした竹原市通学路交通安全プログラムを策定し、通学路の安全性の向上を図っているところであります。

今年度は、全小・中学校からの通学経路の報告とともに、学校の把握している危険箇所を集約し、6月に忠海中学校区と吉名中学校区において関係機関と合同点検を実施致しました。その後、通学路安全推進会議において施策の再検討や依頼等について具体的に協議し、国道185号においては、毛木地区の防護柵の延長、福田町の歩道拡幅等を行っており、平成25年度に港町の歩道拡幅を実施し、今後は忠海駅前周辺の歩道拡幅も計画されております。

歩道橋につきましては、市内において6カ所の歩道橋があり、そのうち児童が登下校で使用しているものは、大乘小学校地域の2カ所、荘野小学校地域の1カ所の合計3カ所となっており、今年度は大乘小学校では81名、荘野小学校では40名の児童が歩道橋を渡って登下校をしております。

各学校において児童が安全に歩道橋を渡ることができるよう、毎日登下校時には歩道橋の近くに立って安全確認を行うほか、日常的に歩道橋の渡り方や歩行の仕方等について指導を行っているところであります。また、交通安全教室において実際に道路歩行を行ったり、地域との合同防災訓練の際には注意点を確認するなど、児童の安全な登下校について継続的に様々な取組を積み重ねております。

さらに、下校時には地域ボランティアの皆様と一緒に歩いて頂いているとともに、歩道橋によっては滑りどめや手すり等が傷んでいる場合もあり、竹原市通学路交通安全プログ

ラムに沿って、関係機関と連携を図り、状況を把握し、修復改善等に努めてまいりたいと考えております。

今後につきましても、竹原市の子どもたちが安心して登下校できるよう実態把握等に努め、関係部署とも連携、協議しながら通学路の安全確保を図るとともに、継続して地域の方に通学時の見守り隊の御協力を頂きながら、地域や保護者と一体となった取組を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

副議長（大川弘雄君） 5番堀越議員。

5番（堀越賢二君） 御答弁ありがとうございました。

まず、1番目の子育て世代への支援についてですが、こちら答弁にもありましたように竹原市総合計画の後期基本計画に基づき、現在進行中のものや新しく計画されたものの推進を行っており、様々な子育て支援サービスやネットワークの活動展開を図り、支援することとありました。取組として病後児保育事業や延長保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、第3子以降3歳未満児保育料無償化事業、放課後児童クラブ、乳幼児医療費支給事業、そして平成27年度からは第3子以降で3歳児以上児の保育料軽減や放課後児童クラブの対象児童の拡充など、こういったすばらしいものがたくさんあります。

これは竹原市として誇れるものであって、継続してまた拡充して頂く必要があらうかと思えます。こうした取組は、今後もありとあらゆる方向からどう維持、また充実した施策を講じて、まさに住みよさの実感、この住みよさの実感を感じて頂ける取組が必要であらうかと思えます。

答弁の冒頭にありましたように、出生数の減少や出生率の低下による人口減少、少子・高齢化が進んでいます。しかし、これはこの竹原の地に限ったことではなくて、日本各地において言えることとあります。これは竹原市だけが急に改善をされるといったようなことはまずあり得ません、ないでしょう。

しかし、このようなすばらしい支援や事業があることをもっとしっかりPRしていく、そういったこととあわせて、この竹原の地は気候が温暖で災害が非常に少なく、風光明媚で人が温かい、こういった竹原市をあわせて売り込むことで、この竹原市の竹原の地に移り住んで頂く方、子育て世代の方が増えてくるのではないのでしょうか。

また、現在計画中の竹原市子育て世代向け地域優良賃貸住宅整備事業などもあわせて整

備をしていくことにより、人口増加や子育て支援のさらなる活性化につながっていき、よりしっかりと竹原市のよさといったようなものが竹原市民の皆さんはもちろんのことではありますが、市外また県外の方にもしっかりとお伝えすることができるのではないのでしょうか。

現在まさにそういった子育ての環境の整備が進んでいる中でありますから、世帯の中の子どもの人数に応じた子育て支援金、こういったような支給もメリ張りのある非常に効果的な支援だとも思っています。また、そういった事業を行うことでメディアをしっかりと利用してPRをしていけば、先ほども申しましたように、市民の皆さんにもより深く竹原市やっばりいいよねということを知って頂く、また近隣の地域の皆さん、市外の皆さんにも竹原市がそんなにすばらしい活動、事業をされている、そういったことであれば是非竹原市に移り住んでいきたい、それは県外の方々からも増えてくるかもしれません。

しかしながら、限られた財政ということでもありますし、これは雇用の環境であったり、教育の環境、こういったようなこともあわせて整備をしていかなければ、このことだけで成り立っていくものではないと思います。

しかしながら、メリ張りのあるこういった事業をする、奇抜と言われるかもしれませんが、よその方からも目につくような事業をすることによって少しでもこういったことが前進して取り組める、そういったようなことについて、またこういった実施についてどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

副議長（大川弘雄君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 人口減少、少子化、これに歯どめをどのようにかけるかということでの御質問でございます。そういったことで、本市の子育て支援につきまして、現在と申しますか、今後どのようにやっていくかということをお説明させていただきます。

今年度まで竹原市次世代育成支援地域行動計画というものが今年度を期限として計画されておりました。それを引き継ぐ新たな計画と致しまして、竹原市子ども・子育て支援事業計画というものを現在策定しているところであります。

この計画は基本理念と致しまして、安心の子育てをみんなで支えるまち竹原を掲げ、教育、保育を実施するに当たり、事業量の見込みとその確保方策を内容とします事業計画と先ほどの竹原市次世代育成地域行動計画、これの7つの基本目標を引き継いだ計画内容を施策体系としております。

事業量の見込みと致しまして、市内4地域におけます今までの幼稚園、保育所に当たる1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもの確保方策と地域子ども・子育て支援事業の13事業の確保方策を掲載しているところがございます。また、竹原市次世代育成支援地域行動計画から引き継ぎました7つの目標に20の項目を設定し、約87件の具体的な取組と致しまして、施策事業を設定し、取組を推進してまいります。

具体的な内容につきましては、目標1と致しまして、地域における子育ての支援に17項目の施策事業を、目標2と致しまして、母性や乳児等の健康の確保及び増進に16項目の施策事業、目標3と致しまして、子どもの健やかな成長を目指した教育環境の整備に20項目の施策と事業、目標4と致しまして、子育てを支援する生活環境の整備に9項目の施策事業、目標5と致しまして、職業生活と家庭生活の両立の推進に3項目の施策事業、目標6と致しまして、子ども等の安全の確保に7項目の施策事業、最後になります目標7と致しまして、要保護児童への対応など、きめ細かな取組の推進、これに15項目の施策事業を設定しております。

以上の施策事業によりまして、少子化の進行や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児保育ニーズ増大など、子ども子育てを取り巻く様々な問題に対して、社会全体で支援できる環境の整備を進めてまいります。

以上です。

副議長（大川弘雄君） 5番堀越議員。

5番（堀越賢二君） ありがとうございます。

まさに今、子どもを守り育てていく環境が非常に大きく変わりつつ、変革の時であると思います。子どもの数は、この町に住んでいて生活をしていても減っていることは間違いありません。そういった減っている子どもたちが成長していく中で、その成長の過程をしっかりと見ていく保護者の方、そういった方たちがまずしっかりと安心をして生活をする制度が必要だと思います。

しかしながら、竹原市は本当に多くの支援をしており、子どもを育てる環境としては非常にいい環境が現在整っていると思いますし、今後もこの状況は続いていくのだろうと思います。

ただ、この今の施策がいいからといって、これが人口減少、そういったようなものに少しでも歯どめをかけていく、竹原で生まれ育った子どもたちがまた竹原の地で子どもを育てていく、そういった循環がなければ竹原市は今後の繁栄といったようなものは減ってく

るのでないかと思えます。

先ほど申しました子育て支援金、これは実際にじゃあどの年代にどれだけのもの、またどの世帯に、何歳までを対象とした、非常にそこらは試算をしてみないと、限られた財政の中でありますから難しいとは思いますが、今様々な子育て支援としての事業がある中で、もちろんそれもしっかりやっていく、だけどその中においても、何か目を見てというか、聞いてわかりやすいようなもの、これはばらまきではありませんが、竹原市はしっかりとした、そういったあなたたちに目を向けてますよと、竹原市であなたたちを守ってサポートしていくんですよ、そういったことを理解してもらうことが非常に大切なことだと思います。そうであれば、今ある事業もしっかりと継続して、PRもして頂きながらも、新しい起爆剤になるようなものが必要だと思いますが、今後そういったようなものについて御検討をする余地があるのかどうか。今これをすぐ返答という訳には、計算もありますから難しいとは思いますが、わかりやすく起爆剤になるような、これが今子育て支援の目玉なんだよといったようなものを何か1つ上げて頂きたいと思えます。

副議長（大川弘雄君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 子育て支援につきましての本市の目玉と申しますか、オリジナルと申しますか、そういった施策を1つということでございます。

これにつきまして、本年4月から開始されます子ども・子育て支援事業新制度の目標の一つと致しまして、質の高い幼児期の学校教育、保育が受けられることが望まれる中、幼稚園と保育所のよいところをあわせ持つ認定こども園の普及を進められることが掲げられているところでございます。市長の御答弁にもございましたが、子ども・子育て支援新制度の普及に伴いまして私立保育所4園が幼・保連携型認定こども園へ移行する予定であり、公立の施設につきましても、幼・保一体化について今後検討する予定としております。

市内各地区において充実しました学校教育、保育のサービスを提供するとともに、本市の特色にしていきたいという風に考えております。

以上です。

副議長（大川弘雄君） 5番堀越議員。

5番（堀越賢二君） ありがとうございます。

しっかりと子どもたちを守っていく環境が今しっかりと整いつつあり、またそれを今後もしっかりと実行していくということでもあります。

しかしながら、まず子どもの数も増やしていかなければならない。子どもの数がどんどん減っていく中においては、やはりそういったような支援をしてもしても減っていくということが懸念をされておりますので、とにかくしっかりといろんな各関係機関とも連携をとりながら、今後も竹原市のよさをPRをして頂きまして、竹原市のよさをしっかりと知って頂く。これはやはり一番効果的で大事なものは、市長がしっかりとPRをして頂く、竹原市の、以前の質問にもさせて頂きました、吉田市長は竹原市のトップセールスでありますので、しっかりとそういったPRをして頂き、今後竹原市に住む、これから竹原市で生きていこうという若い世代の方々にもよりわかりやすいような、またそういった方が一人でも多く竹原市に来て頂けるようなリーダーシップを発揮して頂きたいと思っております。

続いて、2番目の質問をさせていただきます。

臨機応変に対応できる部署についてであります。

答弁において部署の設立などに向けての動き、こちらの方は明確な返答がありませんでしたので、そうはありましたが、臨機応変にかつ必要に応じて連携をとりながら対応するとありました。また、業務が多様化、専門化する中においても所管業務に関わらず全ての職員がそれぞれ総合窓口としての意識を持ち、話を伺うとのことでした。

竹原市において常駐で総合受付窓口、こういったようなものを設置するのはすぐには難しいでしょうし、現在の庁舎の規模であったりすることを考えますと、費用対効果として余り効果的でないような気も致します。

しかし、市役所はここに訪れた市民の方々にとっては、よりわかりやすく、親しみの生まれる場所でなければならないと思っております。現在もマンツーマンでの対応や付き添って頂いての案内など、職員の皆様にはしっかりと業務を遂行して頂いており、市民の要望に応えるべく日々頑張っておられます。そういった姿もしっかりと庁舎を訪れた時には拝見をさせて頂いております。

しかしながら、さらに開かれた市役所、愛される市役所、これは竹原市であります、市民の集う憩いの場の市役所の姿を形にするのであれば、より細やかな連携を各部署間で行って頂き、情報の共有化を図っていくことが非常に重要で不可欠だと思っております。市民の皆様への要望に臨機応変に対応できる行政機関としての姿を突き詰めていくことで、現在進行形であります庁舎の移転問題も、公共施設ゾーンの中の中心的役割を持つ大きなものとして考えれば、様々な機関が一連として動いていくのではないのでしょうか。

日々の業務で非常に多忙ではあろうとは思いますが、各部署が連携をしていくことで生

まれるメリットは、これは無限のものがあります。事業の執行においても重複や無駄のないよう、答弁にありましたとおり総合窓口としての意識を持って行動をして頂きたいと願います。

業務の効率化を考えるということは、非常に大切なことではありますが、市民の皆さんのための市役所でございますので、皆さんが利用しやすい、そういった市民の皆様のための市役所であるべきだと思います。まさに庁舎問題が今進行している時だからこそ、今後の市役所のあり方についてしっかりと検討して頂く必要があろうかと思えます。

情報の発信、共有ということで現在竹原市のホームページにおいて様々な情報が提供されていますが、これは全ての方が活用できるといったようなものではありません。そしてまた、ホームページを見てから来庁されるといったような方が全てではありませんから、やはり訪れて頂いてからの対応、そこが非常に大切であろうと思えます。現在、庁舎の入り口において、大きな、非常に見やすい案内のディスプレイが設置され、視覚的にも非常にしっかりとしたものになっております。

そこで、これは提案ですが、今後より利用しやすい、そういったようなものにするために、竹原市役所おもてなしマップ、こういったようなものを作成をしてみたらいかがとは思いますが、この件について御返答頂きたいと思えます。

副議長（大川弘雄君） 企画政策課課長。

企画政策課長（福田吉晴君） お答え申し上げます。

来庁された方への御案内につきましては、今議員の御説明がございましたとおり、現在入り口正面に案内板を設置致しましてフロア図を掲載しております。また、業務内容につきましては、これもお話がございましたけども、ホームページに、左上にございます市の組織に連絡先と業務内容、組織名を掲載して御案内をしているところでございます。

紙ベースの今取組と致しましては、来庁で転出転入などで来られた方に対して、必要な手続を御案内するペーパーなどを渡しているところでございますけれども、来庁者の方への利便性の向上というのは常に意識しなければいけないことと認識をしております。取組は行っていかなければいけないと考えております。

今後、公共施設ゾーンの再整備なども検討をされていく中で、タイミングを見て利用される方の利便性の向上のために、議員の御指摘もございました取組を含めた検討をしてまいります。と考えております。

副議長（大川弘雄君） 5番堀越議員。

5番（堀越賢二君） ありがとうございます。

今のこの庁舎において行うといったようなものでなくて、本当に庁舎の移転問題等もありますので、そういった何か大きく変わる時、そういった時にはしっかりと準備をして、それを利用する方のために、果たしてそれがなるのかどうか。これは先ほども言いましたように、職員の皆さんの仕事の効率化を図って業務を遂行していく、それは非常に大切なことではありますが、やはりそれは、その業務といったようなものは、市民の皆様の生活のためでありますから、必要があつて訪れる市民の方、そういった方がどのような状況にあつても、易しくわかりやすい、そういったようなものがあればきっかけをつくってそういった事業を進めて頂ければ、しっかりと住民の私たちの方を見て頂いているといったような安心感が、これから竹原市が行っていく様々な事業においても協力的であつたり、また市民の皆さんからも有意義な、そういった貴重な意見が生まれてくるものだと思います。やはり一方通行ではなくて、持ちつ持たれつといいますか、お互いが平等な関係でなければならないと思います。

そういった中において、市民の皆さんが感じられやすいものを形にしていく、そういった作業が日々重要なのかなと思っておりますので、これから竹原市が大きく変わっていく中で、変わるのは何のためなのかといったようなことを考えて、様々な市民の皆さんが使い勝手のいいような利便性を図って頂く、そういったようなものに日々意識を向けて頂きたいと思えます。

先ほどのマップではありますが、やはり一度つくってしまうと新しいものになかなか対応できないといったようなものもありますので、随時更新できるような形、それをまたホームページだけ出してるよというものでなくて、今後より一層ホームページにも一つのことを調べるのにわかりやすい、もっとわかりやすいようなレイアウト、また表示の方法、そういったようなものもあわせて御検討を頂きたいと思えますが、いかがでしょうか。

副議長（大川弘雄君） 企画政策課長。

企画政策課長（福田吉晴君） お答え申し上げます。

今市役所においてはそれぞれ所管業務を持って業務をさせて頂いているところでございますが、利用される市民の皆様などにとりましては、一つの業務、組織で完結しない場合の方が多くございます。そういう風に認識をしております。そういう中で、私どもは複数の職員にお話を伺ったりとか、必要に応じてその所管別の所管の場所に御案内したり対応してるところでございますが、そうした中でやはり対応、対応をさせて頂く中でできるだけ

いらっしやった市民の皆様の負担にならないように意識をしながら対応をさせて頂くというのが非常に大事なことと考えておまして、今御指摘のありましたホームページを始めとして、紙媒体、いろんな手段はあると思いますけれども、そういった方向で様々な検討をして、できればワンストップで取り組めるのが理想でございますけれども、それに向けて取り組むことが寛容であると考えております。

副議長（大川弘雄君） 5番堀越議員。

5番（堀越賢二君） ありがとうございます。

やはり常に新しく様々なことに取り組むといったようなことを今後もまた続けていって頂きたいと思います。

それでは、3番目の通学路の整備についてであります。答弁頂きましたとおり、各地域の方々の協力なくしては、児童・生徒は日々、安全・安心に通学することはできないでしょう。また、地域の方々も子どもたちと触れ合う中で御自身の生活にも活気や、やりがいが生まれると聞きました。

しかしながら、地域の方々や保護者の方々、先生方はソフト面でのサポートですので、ハード面での問題点などは、先ほどもありました竹原市通学路交通安全プログラムをしっかりと活用して活かしていかなければならないと思います。このプログラム自体がどうのこうのということではありませんが、こういったマニュアル化されているプログラムというものは、往々としてプログラムを実行していれば大丈夫だから、安心・安全だからと思いがちになるのではないのでしょうか。実際に天候によって通学路の状況は大きく変わってくる場所もあります。大雨の時には通学路の浸水が発生したり、場所によっては滑りやすく転倒の危険性があるところもあります。その一つの事例として、大乘小学校地域の歩道橋、先ほど2つ歩道橋があると聞きましたが、この2つのうちの東側においては劣化もあり、そういった状況が発生しております。歩道橋自体の高架の部分に水がたまっていたりとか、その床面自体の状態が非常に滑りやすくなっておりますし、平面ではありません。やはり歩道橋というところで、上り下りの階段、こういったところが非常に現在、晴れの日はどうでもありませんが、雨の日には特に状況が悪化をしているということで、こういったようなところもしっかりとした整備をされているとは思いますが、なかなか目につかない部分もあろうかと思えます。

全天候型とは言わないまでも、やはり様々な状況を想定して、そういったような情報を収集、そういったようなことをすることで安全・安心な通学路の確保、こういったことに

引き続き努めて頂きたいと思います。

2番目の答弁でもありました、臨機応変にかつ必要に応じて連携をとりながら対応をする、こうありましたので、部署間でしっかりと連携をとって頂きながら、今後も進めていって頂きたいと思います。

以前、これは通学路ではありませんが、地域の皆さんと防災の関係で地域を実際に歩いて回り、危険箇所や避難ルートの再確認、こういったようなこともしました。これは、結構距離も歩きます。これは、歩くことにより生活習慣病の予防にもいいなと私自身が感じましたので、定期的に様々な機関と連携をとりながらするという事で、通学路安全確認エクササイズ、これは仮称ではございますが、実際に歩き、季節や天候によって変化をする状況を把握できますし、健康増進にもつながる非常にいいプログラムだと思いますが、この件についてはいかがでしょうか。

副議長（大川弘雄君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（九十九邦守君） それではお答えを致します。

児童・生徒の通学路の安全確保について、またその中でしっかりと状況把握についての御質問でございます。

まずもって、児童・生徒の通学路の安全確保につきましては地域の方々のボランティアの皆さん等の見守りに関わり、非常に大変御尽力を頂き、大変感謝を致したいところでございます。

議員さんから先ほどございました児童とともに通学路を歩くとといったような取組につきましては、地域の安全マップづくりということで、市内の多くの小学校でそういった取組を今現在でも進めているところでございます。

学校によりましては、先ほどお話を頂きましたように、合同防災訓練を致したり、あるいは土砂災害等の危険箇所について確認をしたり、子ども110番の箇所を地域の方と確認をするといったような作業も進めているところでございます。

先ほど御指摘がございましたように、大雨の場合であるとか様々な状況の時に、子ども目線でどういったところが危険箇所なのかということも含めて、学校の職員のみならず、子ども、保護者、地域の方、ボランティアの方々等を含めて、そういった取組を今後も順次拡大していきたいという風に思っております。

以上でございます。

副議長（大川弘雄君） 5番堀越議員。

5番（堀越賢二君） ありがとうございます。

竹原市内の各小学校、中学校、様々な状況で通学をされております。また、各それぞれの学校において児童や生徒、そして地域の方交えて本当に通学路の安全の確認、そういったようなこともされております。そこにもう一つ行政、担当の方も参加をして頂いて、楽しみながら、仕事を楽しみながらと言ったら少し語弊もありますが、それぞれの仕事もありますけど、つながりを持っていく、関係をより深くしていく、コミュニケーションをしっかりととっていく。何事においてもそうです。この通学路の確認だけではありませんが、様々な人が交流することによって、様々な人の様々な意見が出てきます。

やはり人が交流をしないとそこには何も生まれてきませんので、先ほどの通学路安全確認エクササイズ、これはいろんなことにつながるといいますか、ただ単に危険な箇所を発見するといったようなことではなくて、行政と市と市民の皆さんの距離、また地域と学校、地域と子どもたち、年齢を超えた交流、そういったようなことが生まれる中で、今まさに公民館活動であったり、協働のまちづくりネットワークが行っている地域のための活動、そういったようなものへどんどん大きく広がりを見せていくことだと思います。

現在行っている先ほどのプログラムもしっかりと実施をして頂いて、様々な情報を収集して頂いて、通学路の安全の確保、もちろん大事です。しかしながら、待つ姿勢というものだけではなくて、情報を収集するためにこちらから投げかけていく、そういったようなことも、教育現場だけではなくて、ほかの部署においても今後この小さな竹原市が市民と一体となって発展していくためには、そういったようなことが絶対に必要だと思います。日々の仕事、非常に大変だと思いますが、より一步踏み込んで、そういったようなところへ足を運んで頂き、情報の共有、様々な人との交流を通じて構築されていく関係性、そういったようなものをさらに磨きをかけて、竹原市の底力といいますか、小さくてもしっかりとまとまった町、そういったようなものに今後も各それぞれの部署間の連携をとりながら、教育だけでなく、それはほかの機関、部署にも連携をとりながらより効果的な事業の推進、そういったようなものを続けていって頂きたいと思います。

これは先ほども申しましたように、PRをしていくのは様々な団体や、我々もそうですけど、職員の理事者側の皆さんもちろんそうです。いろんな竹原市には大小様々な団体があります。そういった小さな地域の盛り上がりですとか、そういった小さな声まで拾い上げられるような活動をしていくとともに、そういったような活動があるんだよと、竹原市はこんなにいいところなんだよと、子育てはこういったようないいところがある、安心

して安全で暮らせる景色のいいところだよと。それはホームページから発信するものではないんです。人と人が交流していく中で広げていく、本当にアナログなものでなければならぬと思います。

先ほども言いました、これを最大限に活用できてPRできる人は、やはり市長である吉田市長だと思いますので、今後さらに竹原市のよさをPRして頂きまして、各それぞれの部署間、連携、連帯、一つのものとして動いていく竹原市の行政、そして我々も様々な情報を収集して、それを市政に反映していくしっかりとした活動をしていくことをお約束致します。

そういった中で、今後も竹原市を動かしていくのは若い世代の方でありますから、答弁にもありましたことをしっかりと実現、実行して頂いて、住みよさの実感を若い世代の方、今後竹原市を担っていく子どもたちのため、またそれをしっかりと支える先輩方の声を聞きながら竹原市を盛り上げていって頂きたいと思います。

よければトップセールスマンとしての吉田市長から最後一言頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

副議長（大川弘雄君） 市長。

市長（吉田 基君） 堀越議員からいろいろといつも質問のたびにありがたいお言葉を頂きながら、叱咤激励頂きますことを本当にありがたいと思っております。

正直申し上げまして、厳しいことだらけの中での市政運営という風に認識致しております。かといって可能性は大変大きいものがあるということも、そのように気づかせて頂いておる中で、議会と理事者側が手を取り合っいい意味で切磋琢磨しながら、またあるいはお互いが支えながら竹原市というものを元気づけていく、将来の竹原市を築いていくという、この意味においては本当に先ほど来より子育て支援、あるいは臨機応変な総合窓口、そして児童の交通安全、通学路の確保、長い間いろいろな角度で竹原市は先人の努力によって今日まで来ております。これからも皆さんと一緒に力を合わせて、さらにこれを前に進めていくよう頑張ってまいりたい、抽象論ではありますが、今後とも御指導頂きますことをお願いして、答弁とさせていただきます。

副議長（大川弘雄君） 以上をもって堀越賢二議員の一般質問を終結致します。

3月6日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会致します。

午後3時56分 散会